

第3次

兵庫県環境基本計画



第3次 兵庫県環境基本計画

兵庫県 環境政策課

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1
Tel 078-362-3272 Fax 078-362-4024
kankyouseisakuka@pref.hyogo.lg.jp
<http://www.kankyo.pref.hyogo.jp>



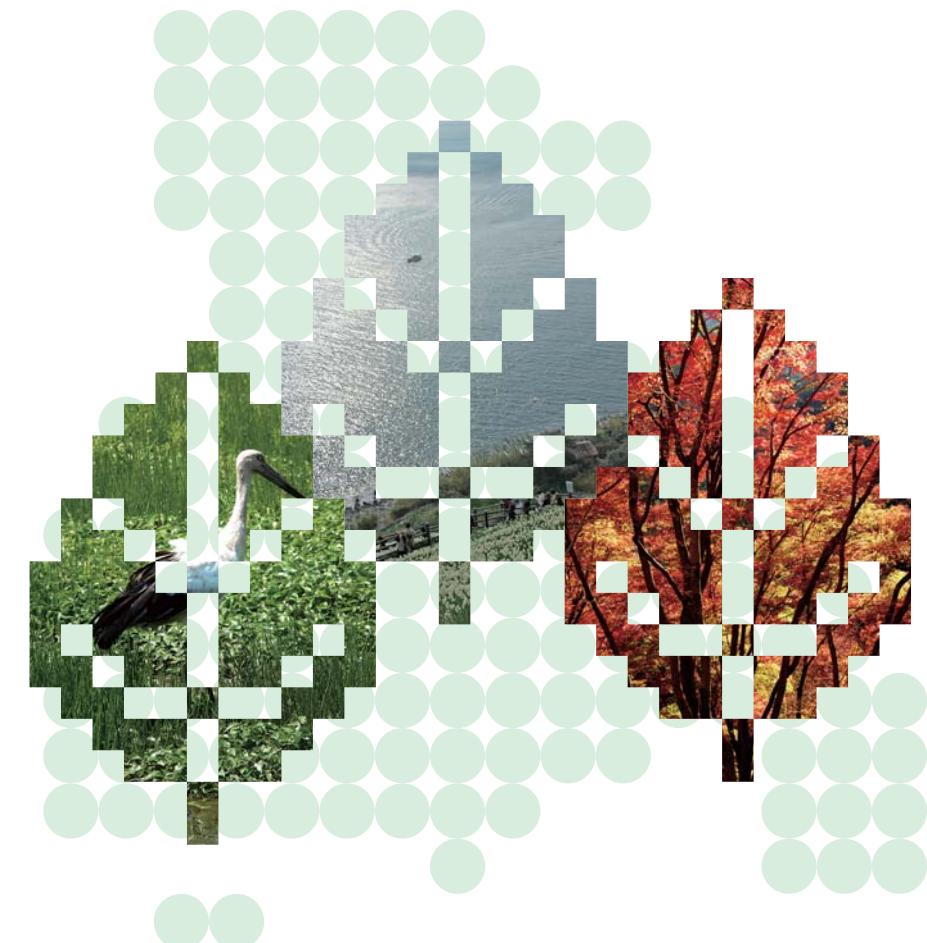
古紙パルプ配合率100%再生紙を使用

この製品は、古紙パルプ配合率100%の再生紙を使用しています。このマークは、3R活動推進フォーラムが定めた表示方法に則って自主的に表示しています。

○リサイクル適性の表示:紙へリサイクル可

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

20農P2-120A4



次世代に継承する
“環境適合型社会”の実現



兵庫県

CONCEPT & PHILOSOPHY



環境基本計画とは



「第3次兵庫県環境基本計画」の策定にあたって

わたしたちを取り巻く環境問題は、産業公害問題から、都市・生活型公害を経て、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題へと変遷しつつあります。

「第3次兵庫県環境基本計画」の概要

地球環境問題は、現在にとどまらず将来の世代にまで深刻な悪影響を及ぼすものであり、予防原則^{*}に基づく対策を講じ、環境のもたらす恵沢を次世代に継承していくことを明確に打ち出す必要があります。

そのため、兵庫県では、「第3次兵庫県環境基本計画」を策定しました。

この基本計画は、平成42年(2030年)頃を展望しつつ、概ね今後10年間(平成29年度<2017年度>まで)に、兵庫県が取り組むべき環境の保全と創造に向けた施策の方向性を示すものです。

[予防原則とは]

化学物質や遺伝子組換え等の新たな技術等が、人の健康や環境に重大かつ不可逆的な影響を及ぼす恐れがある場合、科学的に因果関係が十分に証明されない状況でも、規制措置を可能にする制度や考え方のことを指します。

地球温暖化をはじめとする環境問題が、近い将来、産業や生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。まさに今、人類共通の課題として対応していかねばなりません。

平成20年5月、兵庫で開催されたG8環境大臣会合では、意欲的な議論が重ねられ、各国が協力して取り組むことが確認されました。併せて、多くの人々が参加して関連事業が展開され、特に、次代を担う世界の子どもたちが、豊かな環境を守ろうとのメッセージを発信してくれたことは、本当に心強いことです。

兵庫県は、参画と協働のもと、「環境適合型社会」の実現をめざした取り組みを展開してきました。今回、これまでの成果を踏まえつつ、地球環境問題等への確に対応し、環境の恵沢を継承するための方向を明確に示した「第3次兵庫県環境基本計画」を策定しました。

この計画では、「地球温暖化の防止」や「循環型社会の構築」、「生物多様性の保全」など5つの展開方向を掲げ、グリーンエネルギーの大幅導入、生物多様性ひょうご戦略の推進などに積極的に取り組みます。

計画の推進には、県民、事業者、行政等の各主体が目標を共有し、それぞれの役割を担っていくことが大切です。兵庫の知恵と力を結集し、「次世代に継承する“環境適合型社会”の実現」に取り組んでいきましょう。

平成21年3月

兵庫県知事 井上敏三

CONTENTS

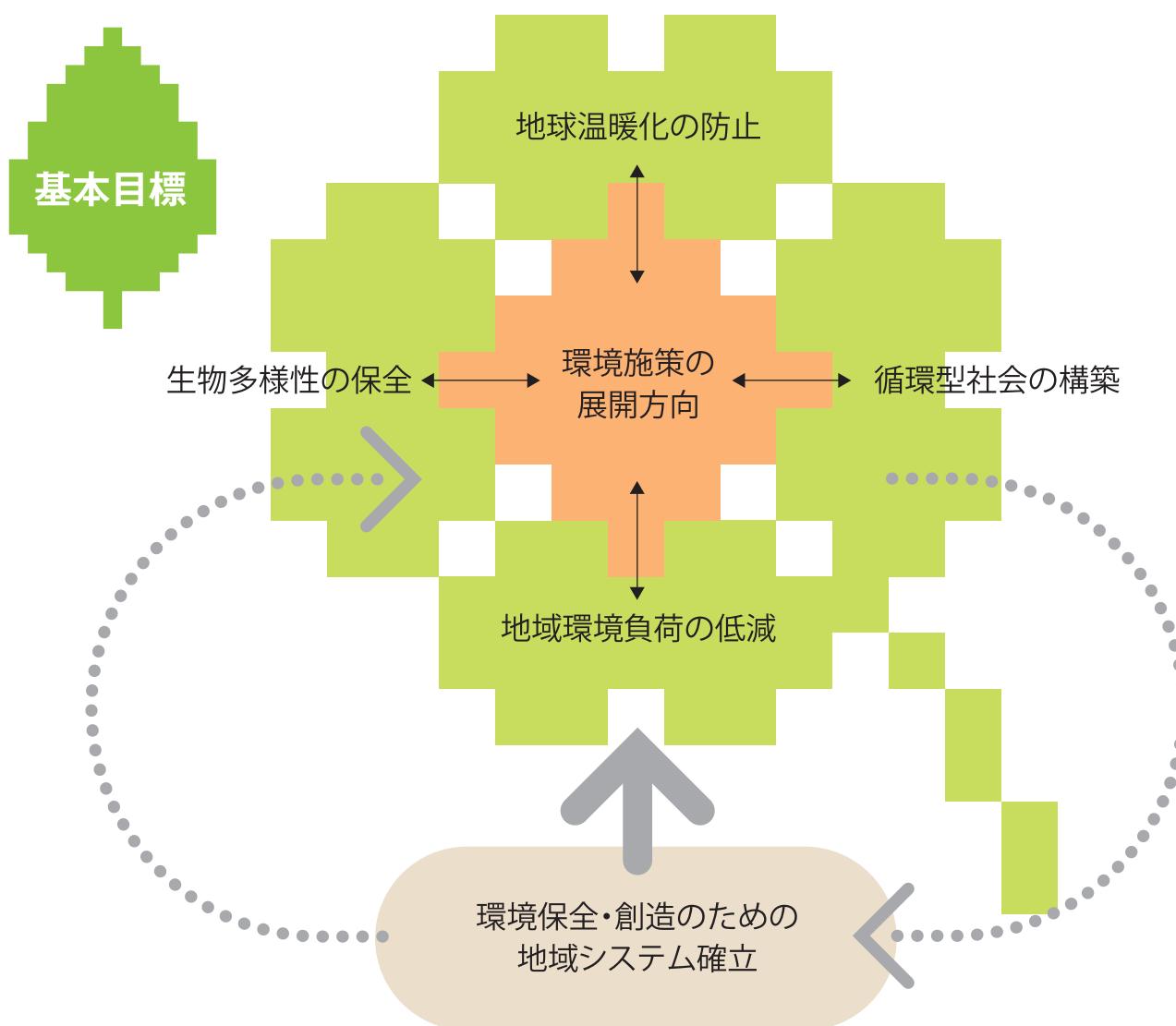
「第3次兵庫県環境基本計画」の概要	1
基本目標	3
施策の目標	4
基本的な視点	4
環境施策の展開方向	5
1. 地球温暖化の防止	5
2. 循環型社会の構築	7
3. 生物多様性の保全	9
4. 地域環境負荷の低減	11
5. 環境保全・創造のための地域システム確立	13

環境の保全と創造に関する条例第6条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画のことです。

兵庫県では、平成8年に「兵庫県環境基本計画」、平成14年に改定し「新兵庫県環境基本計画」を策定しました。

次世代に継承する “環境適合型社会”の実現

～日本の縮図・兵庫から全国に発信できる先導モデルの構築～



わたしたちは、人と環境が適正な調和を保つことにより、将来の世代や他の生物の生存を保証し、環境の恵沢を将来に継承し、かつ発展が可能な社会である「環境適合型社会」の実現をめざします。

兵庫県は、北は日本海、南は太平洋を臨む広大な県土に豊かで多様な自然と文化に恵まれ、長い歴史と伝統に支えられており、「日本の縮図」と言われています。

「日本の縮図・兵庫」で独自に培われた公害対策や環境保全・自然再生の取組を活かし、環境適合型社会の実現に向けた全国の先導モデルとなる施策を構築し、積極的に発信していきます。

基本目標の達成をめざした
環境施策を展開していくため、
4つの施策を
目標とします。

地球温暖化の 防止

国が掲げる
2050年温室効果ガス排出量
60~80%削減を踏まえた
低炭素社会の実現

生物多様性の 保全

本県の風土に根ざした
豊かな生態系の
保全と回復

循環型社会の 構築

廃棄物減量化への
不断の取組による
ゼロエミッション社会の
構築

地域環境負荷の 低減

地域での環境負荷の低減と
新たな環境汚染の防止

施策の 目標



基本的な 視点

5つの基本的な視点を踏まえつつ、
施策を進めています。

- 1 県民・事業者・行政などの各主体の“参画と協働”による
環境保全・創造に向けた更なる意識・行動の変革
- 2 “環境学習・教育”による“環境”を感じ“命の大切さ”を理解する人づくり
- 3 “自然再生・創造”による人と自然が共生できる地域づくり
- 4 環境保全が経済活動に好影響を与え、
経済活動が環境保全・創造をもたらす“環境と経済の好循環”的構築
- 5 “予防原則”に基づく環境施策の機動的な展開による安全・安心な社会づくり

環境施策の展開方向

1 地球温暖化の防止



施策推進の考え方と方向性

地球温暖化による気候変動に伴い、異常気象の頻発、生態系への影響、水不足の一層の悪化、農業への打撃、感染症の増加、災害の激化など、様々な悪影響が今後複合的に生じる可能性が指摘されています。

そのため、地球温暖化の主な原因と考えられるCO₂の排出量の削減につながる新たな仕組みづくりの検討、太陽光、風力、バイオマス等のグリーンエネルギーの大幅導入、身近な暮らしの中で資源とエネルギーを大切にするライフスタイルの確立などを推進し、低炭素社会の実現をめざします。

施策の進め方

■ 温室効果ガス削減と経済発展を同時に達成する 低炭素社会の実現

- 大企業が中小企業等に資金・技術を提供することにより、中小企業等で削減できた排出量の一部を大企業の削減量としてカウントできる排出量取引(CO₂削減協力事業)の制度化検討
- 省エネ行動を行った者に経済的インセンティブを付与するエコポイント制度の導入検討
- 削減努力をしても避けられないCO₂排出量を見積もり、それに相当する他の削減活動への投資などにより相殺するカーボンオフセットの導入検討



■ 太陽光、風力、バイオマス等のグリーンエネルギーの大幅導入

- グリーンエネルギー10倍増作戦の達成
- 廉食用油や菜種油等の活用

■ 環境に配慮した持続可能なまちづくりの推進

■ 地球温暖化防止につながるライフスタイルの確立

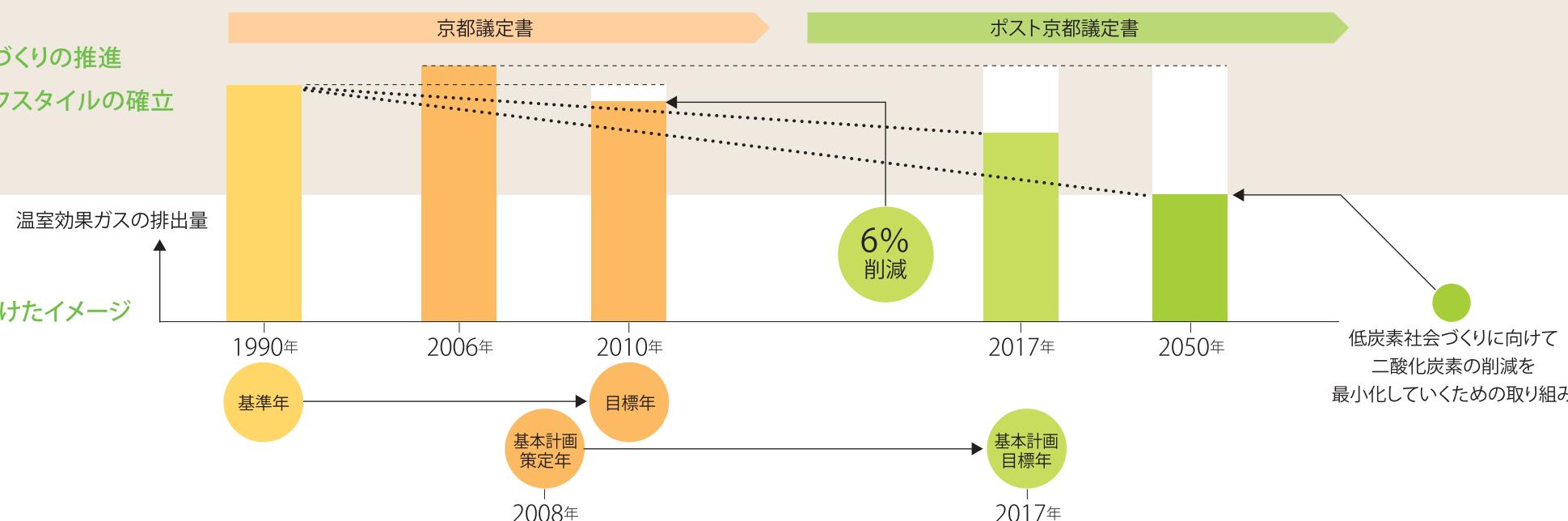
各主体の取組方向

- 日常生活における普段の行動が地球温暖化の原因となっていることを理解し、資源やエネルギーを大量に消費するライフスタイルを見直しましょう。
- 冷暖房温度の適正化、省エネ家電製品への買い換え、エコドライブ、公共交通機関の利用などに積極的に取り組みましょう。
- 行政、民間団体、兵庫県地球温暖化防止活動推進センター※等が実施する環境保全活動に積極的に参加しましょう。

[兵庫県地球温暖化防止活動推進センターとは]
都道府県地球温暖化防止活動推進センターは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」によって定められた地球温暖化防止に向けた普及啓発のための組織です。都道府県で1箇所指定されることとされており、兵庫県では(財)ひょうご環境創造協会を指定しています。

- 生産工程の改善、高効率省エネ機器の導入、エネルギー使用の合理化・高効率化、技術開発など、事業内容に応じたCO₂削減に向けた効果的な取組を推進しましょう。
- 省CO₂型、省資源型で環境負荷の少ない製品や商品の製造、販売、サービスの提供を推進しましょう。
- 製品・商品・サービスについてCO₂排出量が分かる情報の提供に努めましょう。

■ 低炭素社会実現に向けたイメージ



環境施策の展開方向



循環型社会の構築

施策推進の考え方と方向性

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方やライフスタイルは、廃棄物の発生量の増加に伴う最終処分場(埋立場)の不足、不法投棄による環境の悪化、天然資源の枯渇など、深刻な環境問題を引き起こしています。

そのため、市町のごみ有料化の促進等によるごみの排出削減、地域の特性に応じたリサイクル・システムの構築、地域住民と連携した不法投棄の未然防止・早期解決などに努め、循環型社会の構築をめざします。

施策の進め方

廃棄物の一層の排出抑制と廃棄物の資源化・再利用による物質循環の確保

- ごみの有料化が進んでいない市町のごみ有料化の促進
- 「レジ袋削減推進に係るひょうご活動指針」に基づく全県的なレジ袋削減の推進
- レアメタルが含有され有効利用が求められている携帯電話等の使用済み電気・電子製品のリサイクルの促進



廃棄物の適正処理の推進

- 住民との合同監視パトロールの実施
- 郵便局・JA・宅配業者や自治体等の協力による不法投棄通報体制の充実



各主体の取組方向

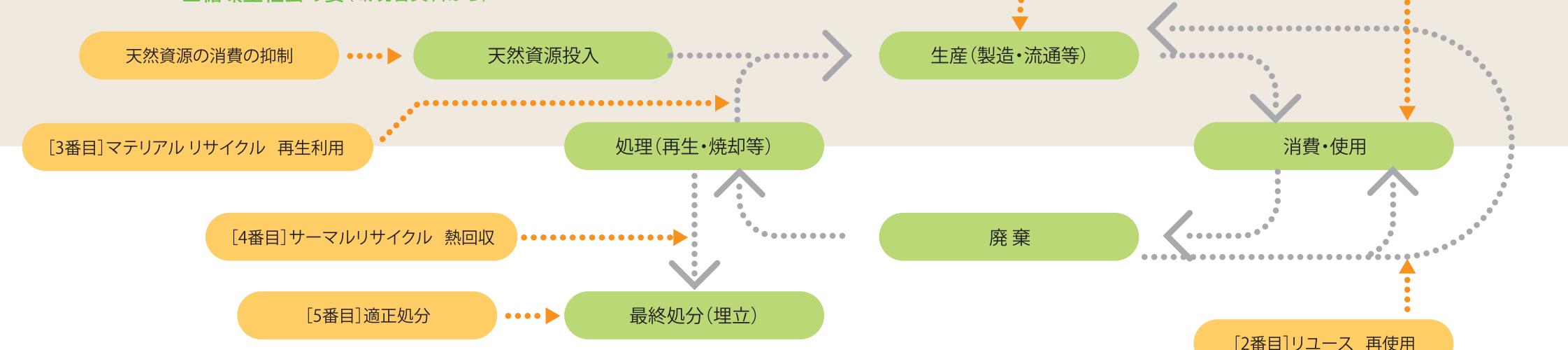
- 「もったいない」精神の重要性を認識し、ごみの排出削減を進めましょう。
- 環境にやさしい買い物運動やマイバッグ持参によるレジ袋の削減など、環境に配慮した行動を実践しましょう。
- 決められたごみの出し方、分別の仕方、ごみを出す場所の厳守など、市町のごみの収集に積極的に協力し、廃棄物の資源化・再利用を推進しましょう。
- 不法投棄の通報、監視パトロールへの積極的な協力など、不法投棄を許さない地域づくりを推進しましょう。



- レジ袋の削減や簡易包装の実施など、ごみの発生抑制に積極的に取り組みましょう。
- 不要書類の古紙回収業者への引き渡しなど、廃棄物の資源化・再利用を推進しましょう。
- 不法投棄の未然防止に向け、産業廃棄物の適正処理の遵守・徹底に取り組みましょう。



■循環型社会の姿(環境省資料から)



環境施策の展開方向



生物多様性の保全



施策推進の考え方と方向性

開発や乱獲、里地・里山の放置、特定外来生物による生態系の被害の増加など、自然生態系の質の劣化による生物多様性の危機が進行しつつあります。

そのため、生物多様性保全のための基本的な方針の策定、県民総参加による森づくり、様々な主体の参画と協働による里地・里山の管理・再生、瀬戸内海の豊かで美しい「里海」としての再生、外来生物のリスト化、実態や被害等の啓発の推進、自然とのふれあいの機会の創出など、生物多様性の保全に向けた取組を推進します。



施策の進め方

■生物多様性保全のための基本方針の策定

■野生動植物の保全と共生

- 兵庫県版レッドデータブックの常時点検・見直し
- 人とのあづれきを引き起こす野生動物の生息地や個体数、被害等の保護管理を科学的・計画的に推進



■県民総参加による森づくりの推進

- 自然体験や環境学習・教育の場などの文化・教育機能を重視した里山林の再生
- 森林ボランティアの育成や森林環境教育・イベント等の実施を通じた県民総参加による森づくりの推進
- 森林の防災面での機能強化による災害に強い森づくりの推進

■里地・里山・里海等の自然再生の推進

- 様々な主体の参画と協働による個々の地域にふさわしい里地・里山の管理や利用・再生のあり方の検討
- 瀬戸内海を豊かで美しい「里海」として再生する取組の推進
- 里山林整備事業や多自然の川づくりなどの継続的な実施

■外来生物対策の推進

- 被害の実情に応じた外来種の適切な防除

■自然とのふれあいの推進

- 自然観察会等の生物多様性を考える機会や場の拡大



各主体の取組方向

- 環境創造型農業によって生産された農産物を選択するなど、消費行動を通じ生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献しましょう。
- 自然とふれあい自然を体験することによって、生物多様性の重要性を実感しましょう。
- 希少な野生動植物の捕獲や採取は行わないとともに、ペット等の購入や飼育の際には外来生物法を厳守しましょう。

- 原材料の利用等の事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、生物多様性に配慮した事業活動を推進しましょう。

- 社会貢献活動として、森林や里山等における生物多様性の保全や、NPO等の民間活動団体に対する支援を推進しましょう。



4

地域環境負荷の低減

施策推進の考え方と方向性

地域における大気汚染や水質汚濁等は、これまで講じてきた様々な環境保全対策の結果、長期的には大幅に改善されてきました。

しかし、依然として大気や騒音の環境基準を達成していない地域があり、引き続き交通公害対策を推進します。

また、法規制による環境汚染の未然防止に努めるとともに、規制対象となっていない健康への影響のおそれがある物質について調査研究を進め、県内の環境中の実態把握や工場等における自主的な取組を促進します。

施策の進め方

■ 地域的な環境問題の解決

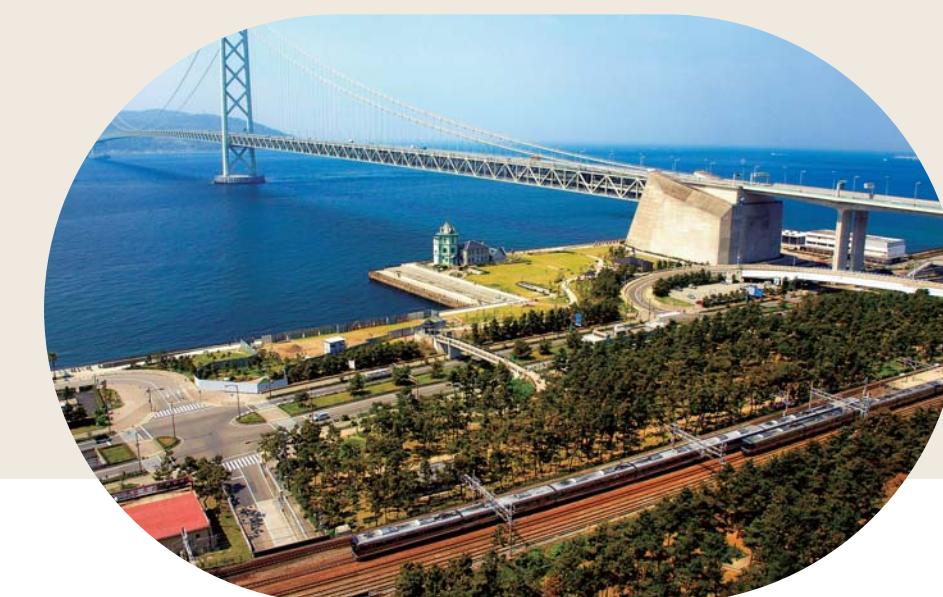
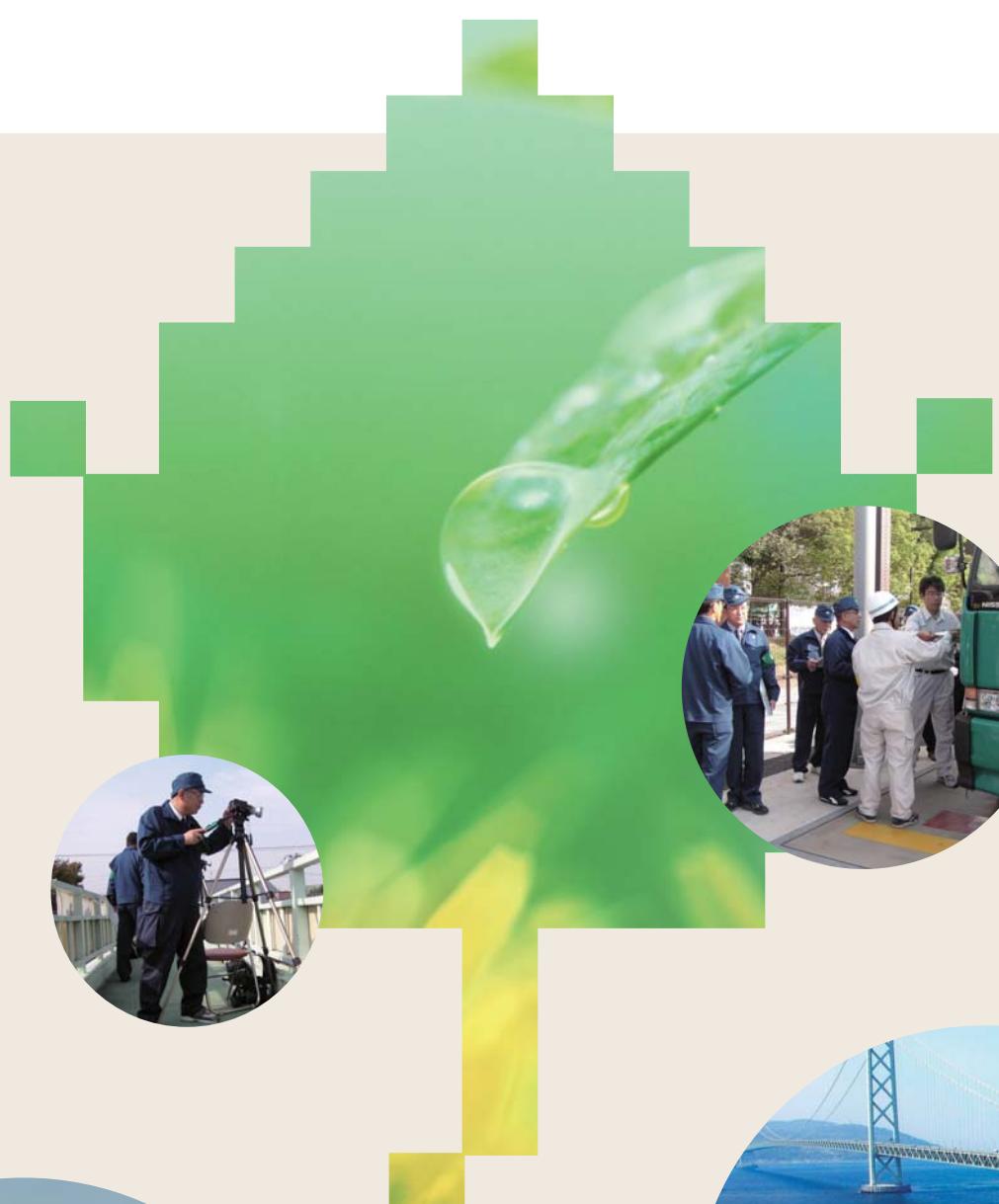
- 条例に基づくディーゼル自動車等運行規制など、交通に係る環境保全措置の推進
- 地下水・土壌汚染対策として、新たな局地的汚染が明らかになった場合の汚染の除去等の適切な対応

■ 環境影響を未然に防止する取組

- 環境技術開発の拠点づくりによる産学官の共同研究・開発等の促進
- 事業のより早い段階から県民等の参加を図るため、計画段階環境アセメントの制度化への検討

■ 有害化学物質対策

- 工場等における化学物質の排出量及び移動量の把握
- 法規制の対象となっていない物質について調査研究を進め、県内の環境中の実態把握と工場等における自主的な取組の促進



各主体の取組方向

- 環境影響評価手続きに積極的に参加するなど、地域環境の保全に対する意識向上に努めましょう。

- 自主的な規制の徹底により、汚濁物質の排出削減に努めましょう。



環境施策の展開方向



環境保全・創造のための 地域システム確立

施策推進の考え方と方向性

将来世代に及ぶ環境問題について、県民一人ひとりが自らの問題として関心を持ち、環境負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動に積極的に取り組むことが必要です。

そのため、様々な場において多様な主体による環境学習・教育を推進し、環境保全・創造に向け積極的に行動する担い手“ひょうごエコ・プレーヤー”的創出を図ります。

さらに、本県に立地している様々な専門機関の研究成果を環境施策に反映させるとともに、環境ビジネスの活性化や防災・減災の視点も含めた環境対策の推進など、環境保全・創造のための地域システム確立を図ります。

施策の進め方

■ 環境の担い手づくり

- ライフステージに応じた体験型環境学習・教育の積極的な展開

■ 地域資源の活用とネットワーク化

- 本県に立地している様々な専門機関の研究成果の環境施策への反映、県内の団体・企業・県民への普及啓発

■ 環境と経済の好循環に向けた取組

- 企業のCSR活動の促進
- 環境ビジネスの活性化

■ 防災・減災の視点も含めた環境対策の推進

- 環境の保全・創造と防災・減災に配慮した安全・安心の地域づくり

■ 環境情報の充実・発信

- コウノトリ野生復帰をはじめとする環境保全・自然再生の取組、閉鎖性海域の環境創造に対するリーダーシップ等を内外に発信



「ひょうご環境体験館(はりまエコハウス)」



各主体の取組方向

- 環境学習・教育を通じ、環境を大切に思う「価値感」「こころ」を育み、環境保全・創造に向けた積極的な行動に取り組みましょう。

- 地域における環境保全活動に積極的に参画し、地域コミュニティの活性化による環境保全・創造を推進しましょう。

- 環境配慮型経営の実現に向け、企業内環境教育を推進しましょう。

- 地域の一員として、環境学習・教育への支援や環境保全活動への参画に積極的に取り組みましょう。

- CSR活動の推進や環境ビジネスへの積極的な取組により、「環境と経済の好循環」の実現をめざしましょう。



事業者